

令和6年度 旭川市認可外保育施設利用者補助金のおしらせ

旭川市では市内の認可外保育施設を利用する児童の月額保育料の一部を保護者に補助します。

もくじ

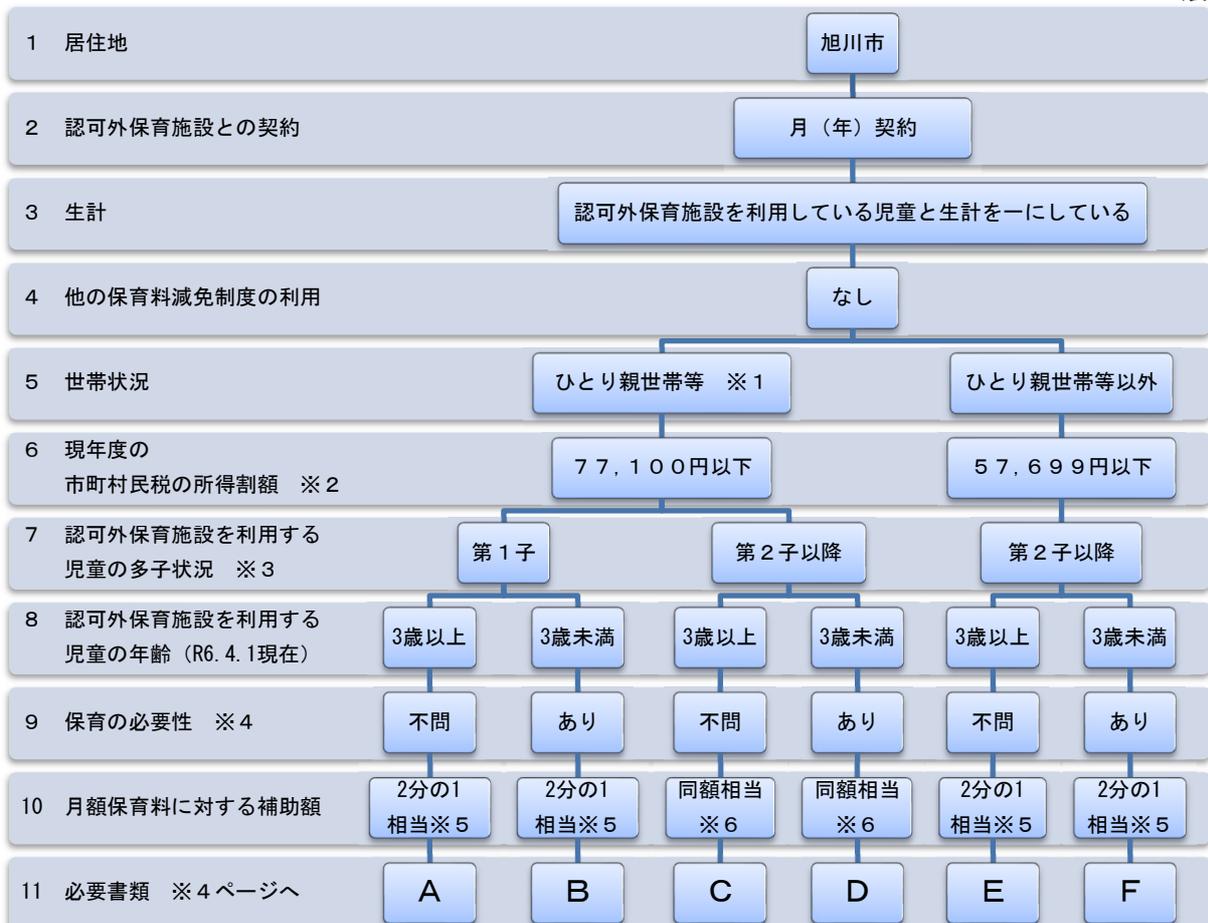
- 1 該当要件と補助額 1 ページ
- 2 必要書類 4 ページ
- 3 申請の手順 5 ページ
- 4 申請受付期間と補助金支給時期 5 ページ
- 5 提出先・お問い合わせ先 5 ページ
- 別添 各種様式

「(様式第1号) 認可外保育施設利用者補助金申請書」「就労証明書」「内職証明書」
 「病気・出産申立書」「病気看護(介護)申立書」「通学・通所申立書(通学・通所予定)」
 「認可外保育施設利用に係る状況確認願」「同意書」

1 該当要件と補助額

保護者と児童の該当要件は以下(表1)のとおりです。

(表1)



※7 「旭川市認可外保育施設に入所している児童が属する世帯に係る保育料減免実施要綱」に基づく、認可外保育施設入所児童に係る保育料減免を申請・受領していないこと。

※8 「幼児教育・保育の無償化」の対象者は補助の対象となりません。

※1 ひとり親世帯等

保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が次の（１）から（７）までのいずれかに該当する世帯です。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している保護者が属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する世帯
- (3) 厚生労働大臣が定める療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）を有する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）を有する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児（在宅障害児に限る。）を有する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者（在宅障害児に限る。）を有する世帯
- (7) その他市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯

※2 現年度の市町村民税の所得割額

次の（１）又は（２）のいずれかの書類で確認できます。「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄付金税額控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」がある場合は、市民税分の控除額を「市民税 所得割額」に合算した額とします。また、（１）又は（２）の書類をお持ちでない場合は、別添「同意書」を提出してください。

(1) 当該年度の住民税特別徴収税額の決定通知書

令和6年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得金額①	課税 所得③	山林所得	分離短期譲渡 所得	分離長期譲渡 所得	株式等の譲渡 所得	先物取引 所得	市民税	税額控除額④	所得割額⑤	均等割額⑥	森林環境税⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既納付額⑩	差引納付額⑪⑫⑬⑭	変更前税額⑮	増減額⑯⑰⑱	変更月
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	所得割額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	市民税	税額控除額④	所得割額⑤	均等割額⑥	森林環境税⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既納付額⑩	差引納付額⑪⑫⑬⑭	変更前税額⑮	増減額⑯⑰⑱	変更月

(注) 住宅借入金等特別税額控除等は、市民税 18,000円、道民税 12,000円です。
調整控除など他の税額控除額と合計し、本通知の「税額控除額⑤」欄に記載しています。

(2) 当該年度の住民税納税通知書

令和 6 年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)

令和 年 月 日

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総合所得	円	9	円	円
山林所得	円	9	円	円
肉用牛の売却価額	円	11	円	円
短期一般分	円	11	円	円
短期軽減資産分	円	11	円	円
長期一般分	円	11	円	円
長期特定資産分	円	11	円	円
長期軽減資産分	円	11	円	円
株式等の譲渡所得	円	11	円	円
(一般分・上場分)	円	11	円	円
上場株式等の配当等	円	11	円	円
税先物取引	円	11	円	円
算出所得割額合計			円	円
税調整控除額			円	円
配当控除額			円	円
住宅借入金等特別税額控除額	18000		円	円
寄附金税額控除額			円	円
調整額・外国税額控除額			円	円
除税額			円	円
所得割額 ①			34100	円
均等割額 ②			円	円
森林環境税額 ③			円	円

住所	
氏名	様
通知書番号	
①より控除することができなかった 配当割額又は株式等譲渡 所得割額の控除額 A	円
市民税・道民税・森林 環境税の合計額 ④ (① + ② + ③)	円
A に係る充当額 ⑤	円
特別徴収する額の合計(勤 専) ⑥	円
特別徴収する額の合計(公的年金) ⑦	円
普通徴収する額の合計(④-⑤-⑥-⑦)	円
控除不足額 A - ④	円

例：(1)(2)の現年度の市町村民税の所得割額

$$= \text{「住宅借入金等特別税額控除」市民税分の控除額 18,000 円} + \text{「市民税 所得割額」34,100 円} \\ = 52,100 \text{ 円}$$

※3 多子状況

多子計算の算定対象となる方の範囲は、以下のとおりです。

- (1) 保護者に監護される者(未成年)
- (2) 保護者に監護されていた者(前号の者が成年に達した場合に限る。)
- (3) 保護者又はその配偶者の直系卑属((1)(2)を除く。)

※4 保育の必要性

保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- (1) 月60時間以上就労することを常態としていること。
- (2) 妊娠中又は出産後間もないこと(認定の有効期限は概ね産前6週間から産後8週間)。
- (3) 長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること。
- (4) 親族等を常時看護又は介護していること。
- (5) 就学・職業訓練をしていること。
- (6) 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっていること。

※5 上限11,000円(100円未満切り捨て)

※6 上限22,000円(100円未満切り捨て)

※5※6共通

月途中入所(退所)の場合の上限額の算式

$$\text{月初日入所の場合の上限額} \times \text{その月の月途中入所(退所)日から(まで)の開所日数(25日を超える場合は25日)} \div 25 \text{日}$$

2 必要書類

必要書類は以下（表2）のとおりです。当該年度2回目以降の申請時において、年度初回申請時と状況が変わらない場合は、（4）から（7）に掲げる書類について省略が可能です。（8）については、状況が変わらないことを確認できる書類に換えることが可能です。状況によって、その他に必要な書類が生じる場合があります。

（表2）

	1 該当要件と補助額（表1）より					
	A	B	C	D	E	F
（1）認可外保育施設利用者補助金申請書（様式第1号）	○	○	○	○	○	○
（2）認可外保育施設の利用実績を確認できる書類	○	○	○	○	○	○
（3）認可外保育施設保育料の領収書の写し	○	○	○	○	○	○
（4）認可外保育施設利用契約書の写し	○	○	○	○	○	○
（5）市町村民税の所得割額を確認できる書類 （令和6年度住民税特別徴収税額の決定通知書、 令和6年度住民税納税通知書等）	○	○	○	○	○	○
（6）多子計算の算定対象となる者であることを確認できる書類（健康保険証など）			○	○	○	○
（7）ひとり親世帯等であることを証明する書類	○	○	○	○		
（8）保育の必要性を証明する書類 ※詳細は（表3）		○		○		○

（表3）

要件	必要書類		
	所定様式	証明又は記入者	添付書類
（1）月60時間以上就労することを常態としていること。	「就労証明書」 ※会社勤めの場合	勤務先	
	「就労証明書」 ※自営業の場合	本人 又は民生委員	個人事業の 開業届出書等
	「内職証明書」 ※内職の場合	取引先	
（2）妊娠中又は出産後間もないこと（認定の有効期限は概ね産前6週間から産後8週間）。	「出産申立書」	本人	母子手帳の写し（母の氏名と分娩予定日が記入されているページ）
（3）長期にわたり、病気・負傷・心身に障害があること。	「病気申立書」	本人	診断書又は証明書等の写し
（4）親族等を常時介護又は看護していること。	「病気看護（介護）申立書」	本人	診断書又は証明書等の写し

(5) 就学・職業訓練をしていること。	「通学・通所申立書 (通学・通所予定)」	本人	在学証明書
(6) 震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっていること。	「認可外保育施設利用に係る状況確認願」	民生委員	

3 申請の手順

- ① 認可外保育施設へ入所申込みをします
- ② 認可外保育施設へ保育料を支払います
- ③ 旭川市（こども育成課こども育成係）へ補助金の申請をします
- ④ 旭川市から交付決定（不決定）通知が届きます
- ⑤ （交付決定した場合）旭川市へ補助額を請求します（請求書を提出）
- ⑥ （交付決定した場合）口座振込にて補助金を受領します

4 申請受付期間と補助金支給時期

申請受付期間 令和7年3月31日まで

補助金支給時期 随時

※書類の準備に時間がかかる等、受付期間に間に合わないことが予想される場合は、必ずご連絡ください。

5 提出先・お問い合わせ先

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係
 〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階
 TEL 0166-25-9844（直通）
 FAX 0166-26-5722